

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	43 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	16 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年4月ごろ、父親から勧められて、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、郵便局で国民年金保険料を納付していた。その際、窓口で国民年金手帳に印を押してもらっていた。

私は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間が未加入とされている上、40年1月から同年3月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者における被保険者資格取得時期からみて、申立人が昭和40年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの国民年金保険料は、現年度保険料として納付することが可能であり、納付意欲の高かった申立人が、加入当初のわずか3か月の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、オンライン記録及び特殊台帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期が昭和40年1月となっている一方、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿では、同資格取得時期が同年4月とされているなど、両者の記録に齟齬がみられ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

2 一方、前述のとおり、オンライン記録及び特殊台帳と申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿の申立人の国民年金被保険者資格の取得時期については、齟齬<sup>そご</sup>がみられるものの、いずれにおいても、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、郵便局の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付し、その際に国民年金手帳に印を押してもらっていたと主張しているが、申立期間当時、郵便局では国民年金手帳に検認印を押す方法により保険料を納付することができなかつた上、申立期間当初は、郵便局で保険料を納付することができなかつたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和47年7月から48年3月までの期間及び53年2月から56年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで  
② 昭和53年2月から56年11月まで

私は、勤務先を退職後、社会保険労務士の資格を持っていた父親から国民年金の加入を強く勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①当時は、銀行で納付書により国民年金保険料を納付した。

また、申立期間②については、勤務先を辞めた後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、銀行の窓口で国民年金保険料を納付していたが、途中から銀行の口座振替により保険料を納付するようになった。

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤務先を退職後、国民年金の加入手続を行い、その後、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和48年2月ごろに行われたものと推認できることから、その時点で、同じ年度内で、かつ9か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②について、申立人は、転居した当初は、学生だったため国民年金保険料を納付することができなかったものの、申立期間②当時は、仕事をするようになり、貯金もできるようになったことから、保険料を納付するようになったと述べるなど、申立期間②当時の状況について、鮮明に記

憶しており、その内容は詳細かつ具体的で、特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間②の途中から、勤務先の会社の社長が口座振替の手続を行ってくれたと述べているが、その社長は、申立期間②当時の国民年金保険料が納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和54年5月に区役所に行き、自ら加入手続を行い国民年金に任意加入した。

国民年金保険料については、納付書を使って銀行や区役所の窓口で納付していた。昭和57年4月に自分で手続を行い、国民年金の被保険者資格を喪失したが、それまでの期間の保険料はきちんと納めていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間である上、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであるとともに、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、自ら昭和57年4月に区役所に行き、国民年金の資格喪失手続を行い以降の納付を中止したとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が同年同月に国民年金の資格喪失手続を行ったものと認められる記載があることから、この申立人の主張に特段不合理な点は認められない上、自ら資格喪失手続を行いながら、直前の期間に当たる申立期間の保険料を未納のままにしておくことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3490

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで  
私が 20 歳になった時、父親が私の国民年金加入手続きを行い、保険料も私が結婚するまで納付してくれていた。  
結婚後は、夫が夫婦二人分の保険料を納付していた。  
申立期間の国民年金保険料について、夫は納付済みになっているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、結婚後における国民年金保険料については、申立人の夫が納付したとしているところ、申立人の夫は、申立期間を含む昭和 45 年 4 月から 48 年 6 月までの期間にかかる自身の国民年金保険料を 49 年 1 月以降に特例納付していることが確認でき、結婚後においては、申立人の保険料は申立期間を除いて納付済みになっていることを考え合わせると、申立人の夫は、自らの保険料よりも申立人の保険料を優先して納付しようとしていたことが強くうかがえる。

さらに、申立人の夫は、申立期間における自身の保険料を特例納付により納付していることから、特例納付の時点で申立人に未納期間があった場合、夫が申立期間について、自身の保険料と併せて妻の保険料を特例納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3491

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私が学生だった20歳のころ、母親が市役所の支所で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。また、学生時代の国民年金保険料は、母親がその支所で納付してくれていた。

学校を卒業後に勤務した事業所は、当時厚生年金保険が適用されていなかったため、引き続き自分の給与から、国民年金保険料を納付していた。私は、学生時代に母親が納付してくれていた保険料を途切れさせまいという思いもあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金の切替手続きや住所変更手続きを複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までの期間、55 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 7 月から同年 12 月まで  
③ 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、夫が昭和 49 年 6 月に会社を退職し、自営業を始めたことに伴い、退職直後に市役所へ行き、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、私が納付書により金融機関や市役所の窓口で夫婦二人分を納付していた。

必ず納付を行ってきたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫が昭和 49 年 6 月に会社を退職した直後に、夫と同時に国民年金に加入したとしているところ、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できるとともに、夫婦が加入手続を行った時期は、夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から 50 年 7 月であると推認され、この時点では、申立期間①の保険料については、過年度納付が可能な期間である上、申立期間①当時、申立人が居住していた市では、市役所及び出張所の窓口において、過年度納付書が備えられていたことが確認できることから、申立人に過年度保険料の納付書が発行され、これにより申立人が申立期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 申立期間②については、6か月と短期間である上、その前後の保険料は過年度納付により納付済みであることから、申立人が申立期間②の保険料を未納のままにしたとは考え難い。

また、申立人の特殊台帳から過年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立人が申立期間②の保険料についても、過年度納付を行ったものと考えられる。

3 申立期間③について、昭和58年4月から申立人の夫が厚生年金保険被保険者となった以降においても、申立人は国民年金の任意加入被保険者として国民年金への加入を続け保険料を納付していたことが確認でき、申立期間直前の59年4月分の保険料を過年度納付していることが認められるのに、その直後の申立期間③の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、その夫と共に強制加入期間であった昭和57年度の保険料を平成4年3月以降に追納していることや任意加入後においても過年度納付を複数回行っていることから、遅れながらも保険料を納付しようとする意欲が認められること、昭和58年4月以降の申立人の夫の標準報酬月額からも保険料を納付するだけの十分な資力はあったものと推認されることなどを考え合わせると、申立人は、申立期間③の保険料を納付したと考えるのが自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和45年10月ごろ、結婚準備を機に自ら国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、結婚した昭和46年5月ごろから金額は憶えていないが3か月分の国民年金保険料を定期的に金融機関で納付してきた。51年1月ごろに金融機関の窓口で、50年10月から同年12月までの国民年金保険料を現金で納付した後、新年度の保険料から口座振替する手続きをした。その後、申立期間である51年1月から同年3月までの保険料を金融機関の窓口で納付し、これが窓口での最後の納付であったことを憶えている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであるとともに、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、昭和51年4月の国民年金保険料から口座振替による納付に変更したため、金融機関の窓口で申立期間である3か月分の国民年金保険料を納付したことが最後の窓口納付であったとしているところ、申立人が申立期間当時居住していた市においては、国民年金保険料の納付は3か月ごとであったこと、口座振替による保険料の納付が可能であったことが確認できることから、申立内容には特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和47年8月から国民年金に任意加入し、第3号被保

険者となる直前の 61 年 3 月まで国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月及び同年6月、61年9月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月及び同年6月  
② 昭和61年9月から62年1月まで

私は、会社を退職した都度、必ず国民健康保険の加入手続を行っており、その際、窓口の職員から国民年金の手続きも行うよう勧奨されたことを記憶していることから、間違いなく厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったはずである。国民年金保険料については、常に夫婦一緒に納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ2か月及び5か月と短期間である。

また、申立人は、会社を退職した時には必ず国民健康保険の加入手続を行い、その際に市役所の担当者から国民年金の手続きも行うよう勧奨されたことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の居住する地域の市役所では、申立期間当時の資料がないことから時期は特定できないものの、以前から国民健康保険の加入者に対して国民年金の加入勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料はいつも一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の妻は国民年金の切替手続を適切に行っている上、申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間のほかに未納期間はない上、申立期間後の厚

生年金保険から国民年金への切替手続はすべて適切に行われていることから保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までの期間及び昭和 40 年 9 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月まで  
② 昭和 40 年 9 月から 46 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、両親のいずれかが行ってくれたと思う。

申立期間の保険料については、納付時期を思い出せないが、現在住んでいる区において、国民年金保険料の未納期間のある人は、その期間について納付できる旨の通知が送付されてきた。しかし、その金額が 30 万円程度であり、1 回では納付できなかったため、区役所で相談した結果、2 回に分割して納付した。

未納とされている期間の国民年金保険料についてはすべて納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時居住していた区において、30 万円以上の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳においては、同区への住所変更日が昭和 53 年 5 月とされていることに加えて、申立人が出向いたとする同区役所の所在地は、同年 11 月に別の場所から移転した以降においては、申立どおりの場所であったことが確認できることから、申立人は第 3 回特例納付実施期間において特例納付を行うことが可能であった上、申立期間①及び②は強制加入期間であったとともに、申立人がさかのぼって納付したとする 30 万円程度の額は、実際に特例納付をした場合の額とほぼ一致することから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立人が居住していた市では、第 3 回特例納付の実施に当たって、

広報等により周知を図るとともに、昭和 53 年に対象と考えられる者に対し文書により勧奨した旨記載されていることが確認できることから、申立人が送付されたとする通知は当該勧奨文書と考えられ、申立内容と一致する。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張する当時においては食堂を営んでいたこと、及び帰郷等に備えた蓄えがあったとしていることから、申立期間の保険料を納付できるだけの資力があったものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間においては、国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3496

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月及び同年3月

私が20歳になった当時、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで私の国民年金保険料を納付した。母親から私の国民年金手帳を見せてもらったことがあるが、同手帳は紛失してしまった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立期間直後の昭和42年4月分の国民年金保険料の納付年月日は43年1月であることが確認できることから、この時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人についても、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高い加入当初の2か月分の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3497

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、会社を退職後、昭和 63 年 10 月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、市役所で発行された納付書により毎月金融機関で納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ7か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所から発行された納付書により近隣の金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、同金融機関は存在していたことが確認できる上、毎月納付書により保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和 63 年 10 月に市役所で国民年金の加入手続を行った際、初めて入社した会社を退職した時点で交付された年金手帳を持参したこと、及び同会社に勤務していた時に貯蓄したお金で申立期間の保険料を納付したことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

加えて、申立期間について、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時、実際に納付した場合の金額とおおむね一致する。

その上、申立人は、申立期間後の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることが確認できること

から、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 8 月から 51 年 3 月まで

私は、勤務先の会社を退職後、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、定期的に職場近くの銀行又は郵便局で納付書により国民年金保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月又は2か月ごとに職場近くの金融機関で納付書により国民年金保険料を納付していたことなど、保険料の納付状況について、具体的に記憶している。

また、申立人に対する意見聴取において、申立人は、申立期間以前の時期については、国民年金に対する意識が低かったことから、国民年金保険料を納付しなかった時期があったが、申立期間以降は、必ず保険料を納付していたとしており、かつ、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際の区役所窓口の様子は、昭和 44 年ごろ、国民年金の加入手続を行った時の窓口の状況と異なっていたことを詳細に記憶しており、申立内容には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以後 60 歳に到達するまでの間、およそ 30 年に渡り保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで

私は、昭和54年6月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時の国民年金保険料は、3か月ごとに定期的に、郵便局で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を、3か月ごとに定期的に、郵便局で納付していたと主張しているところ、その当時申立人が居住していた区では、保険料の納付周期が3か月であったことが確認できる上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は、その当時存在し、保険料の収納を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3500

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から51年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月から51年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和52年4月ごろ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①を含む50年2月から52年3月までの国民年金保険料をまとめて納付した。その際、国民年金保険料納付状況証明書を受け取った。

また、結婚した昭和54年1月に、転居先の市役所で、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、市役所の支所で申立期間②の保険料を納付した。その際、領収印のある国民年金印紙売払代金領収書を受け取った。

私は、申立期間の保険料を納付したことを証明する納付証明書及び領収書を所持しているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、区役所の出張所で国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人が所持する国民年金保険料納付状況証明書には、申立期間①の保険料が納付済みとされており、同証明書を発行した市によると、この証明書は、国民年金保険料の納付証明書として発行されたことが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、市役所の支所で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金印紙売払代金領収書には、申立期間②の保険料を受領したとする同支所の領収印が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3501

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、妻が、市役所支所で行ってくれた。申立期間の国民年金保険料については、市役所から連絡があったので、妻が納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 9 月に夫婦連番で払い出されており、申立人及び申立人の妻の特殊台帳により、申立人の 36 年 4 月から申立期間直前の 48 年 3 月までの期間及び申立人の妻の 36 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の保険料は、第 3 回特例納付により納付されていることが確認できる。

また、申立期間は、強制加入期間である上、第 3 回特例納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、申立人の妻が納付したとする金額も申立人及び申立人の妻の実際に特例納付されている期間に加え、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額にほぼ一致していることから、申立人の妻が申立期間の保険料も特例納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の長女は、申立人の妻から申立期間の国民年金保険料を納付したことを聞いたことがある旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間直後の昭和 51 年 4 月から 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3502

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年 3 月に住所地の区役所で国民年金の任意加入の手続を行った。申立期間①及び②当時の国民年金保険料は、3 か月ごとに区役所に出向き、納付書に現金を添えて納付しており、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足前の昭和 36 年 3 月に国民年金に任意加入後、申立期間①及び②を除き国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②はいずれも、3 か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、当時、申立人の住所や申立人の夫の仕事などに変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3503

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から53年3月までの期間及び59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から53年3月まで  
② 昭和59年3月

私は、昭和53年ごろに知人から、「今まで納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と教わり、後日、市役所で未納期間の月数と金額を計算してもらい、国民年金の加入手続を行った。数日後、自宅に納付書が届いたのでまとめて郵便局で納付した。その後は、自宅に届くようになった納付書により金融機関で未納がないように保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和53年ごろに国民年金の加入手続を行い、後日届いた納付書により申立期間①の国民年金保険料をまとめて郵便局で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、同年7月ごろと推認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人は45年8月から強制加入期間となっていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとしている国民年金保険料額は、申立期間について実際に特例納付及び過年度納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認め

られない。

さらに、申立期間後の国民年金保険料について、申立期間②を除きすべて納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しないことから、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 申立期間②について、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立期間②の国民年金保険料額については、申立期間②直後の納付済みとなっている昭和59年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から同年6月まで  
② 昭和56年1月から同年3月まで  
③ 昭和56年4月から同年7月まで

私は、昭和54年4月に友人に勧められて区役所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は、高額ではなく負担にならなかったため納付を続けていたが、PTA仲間の噂話をきっかけとして56年7月分の保険料を最後に納付を中止した。私は国民年金の資格喪失手続をどのように行なったかは記憶にないが、国民年金に加入してから同年同月までの国民年金保険料はすべて納付したはずであり、申立期間①及び③が未加入とされていること、及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②は3か月と短期間である。

また、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納付書により区役所で納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた区では納付書方式による保険料の納付を行っていたことが確認できる上、当該期間については、国民年金加入期間であり、納付書は発行されていたことから、保険料の納付は可能であった。

さらに、申立人は、区役所で国民年金保険料を納付した直後に、PTA仲間の噂話をきっかけとして国民年金の資格喪失を考え、それ以後の保険料は納付しなかったと主張しているところ、昭和56年4月に国民年金の資格喪失手続を行っていることが確認できることから、その直前の時期と

なる申立期間②の保険料を最後に納付したものと推認できる。

加えて、申立人は、申立期間②直前の付加保険料は納付済みとなっていることから、当該期間においても同様に付加保険料を納付していたとするのが自然である。

- 2 一方、申立期間①及び③について、申立人は、昭和 54 年 4 月に、区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を 56 年 7 月分まで納付した後、国民年金の資格喪失手続を行ったと主張しているが、申立人は国民年金の資格取得手続及び資格喪失手続を行ったとする時期や納付したとする保険料額についての記憶が不明であることから、国民年金の加入期間の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び③について、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 54 年 7 月と推認され、申立人が国民年金に任意加入したのはこの時点であったと考えられること、及び申立人の被保険者名簿及び被保険者台帳によると、申立人は 56 年 4 月 1 日にその資格を喪失していることが確認できる上、この記録が訂正された形跡も見当たらないことから、申立期間については未加入期間であり、当該期間の保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間を通じて同一市に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3505

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月から36年3月まで  
② 昭和50年7月  
③ 昭和50年9月

私は、20歳になった昭和35年\*月に町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間①については、町役場で国民年金保険料を納付した際に国民年金手帳に検認印を押印してもらったことを憶えており、申立期間②及び③については、納付書に現金を添えて町役場で保険料を納付したはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間②及び③は、それぞれ1か月と短期間である。

また、申立期間②及び③に近接する昭和50年4月から同年6月までの期間及び同年8月の国民年金保険料が、町役場の保管する被保険者名簿により平成21年8月に未納から納付済みに訂正されていることから、当時、行政側の記録管理が適切に行なわれていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②及び③当時、申立人が居住していた町では国民年金保険料を3か月単位で収納していたことが確認できることから、申立期間②及び③に挟まれた昭和50年8月分の保険料のみを納付するのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立人が国民年金保険料を納付したと主張している申立期間①については、国民年金保険料徴収事務を開始する昭和 36 年 4 月 1 日以前の期間であり、事務取扱上、申立人は国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張している町役場等の行政機関において、当該期間に係る保険料の納付を行ったことをうかがわせる記録は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を町役場で納付した際、国民年金手帳に検認印を押してもらった旨主張しているが、当時の手帳には申立期間①に対応する昭和 35 年度検認記録欄は設けられていないことから、申立内容と一致しない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 50 年 7 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年9月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、国民年金保険料については、金融機関の窓口に出向いたり、自宅に来ていた取引金融機関の職員を通じるなどして未納がないよう納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来ていた取引金融機関の職員を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、当該金融機関では、職員が得意先を定期的に訪問し、保険料等を集金していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年1月と推認され、その時点で申立期間②の国民年金保険料は現年度納付が可能であったところ、申立人は、51年1月から同年3月までの保険料を優先して過年度納付しているのを始めとして、申立期間①と②の間の保険料について、過年度納付及び特例納付により納付していることを考え合わせると、申立期間①及び②についても、同様に過年度納付又は特例納付等により保険料を納付することが可能であったことから、保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ6か月及び12か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間において国民年金保険料をすべて納付している上、60歳以降も国民年金に任意加入し保険料を納付して

いるなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 3507

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月及び同年3月

私は、昭和51年10月ごろに区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、56年2月に転居の手続を行った際、区役所で2か月分の保険料をまとめて納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立期間について、申立人は、2か月分の国民年金保険料を納付書により区役所の窓口で納付したと主張しているところ、申立期間当時、同区役所で納付書により保険料を納付することは可能であった上、保険料の収納は2か月単位で行われていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、昭和56年2月に転居の手続きをするために区役所へ行き、その場で申立期間の保険料を2か月分納付した際、これで区切りよく昭和56年度分の保険料をすべて納付したと思ったことを具体的かつ鮮明に記憶しており、その主張に不自然さは認められない。

加えて、申立人は、昭和60年9月から61年3月までの未納期間については、私的な理由により保険料を納付しなかったとしており、自分がどの期間の保険料を納付していないかを認識するために、当該期間の納付書を保管していることから、申立人の主張は一貫性があり、基本的に信用できる。

その上、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間を除いて保険料をおおむね納付しているとともに、前納している時期も確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月及び50年1月、54年3月から55年3月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月及び50年1月  
② 昭和54年3月から55年3月まで  
③ 昭和55年10月から56年3月まで

私は、会社を退職した昭和49年10月に国民年金の加入手続を行い、再就職先が見つかるまでの間、私の妻が申立期間①の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付した。申立期間②及び③については、会社を退職した後に自営業者となった54年3月に市役所で国民年金の加入手続を行い、私の妻が未納にならないように気を付けて、当該期間の保険料を納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、申立人の妻がそれぞれ納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が当時居住していた市では、納付書により金融機関で保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①に近接する昭和49年10月及び同年11月の国民年金保険料が国民年金被保険者台帳により60年6月に未納から納付済みに訂正されていることから、当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間②については、当時、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料

を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間③については、前後の期間は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の職業や住所に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められない上、当該期間の国民年金保険料については、直後の納付済みとなっている昭和 56 年 4 月以降の保険料額より安価であることから、同期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への複数回にわたる切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月及び同年 5 月  
② 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月

昭和 52 年に夫が勤務していた会社を退職したため、私が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、いずれも 2 か月と短期間であり、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、自宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①について、申立人の被保険者台帳の記録から、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年 6 月と推認され、その時点において、申立期間①の保険料は現年度納付が可能であったにもかかわらず、申立期間①の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間②について、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更

はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 3510

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの期間、46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から同年 9 月まで  
② 昭和 46 年 2 月及び同年 3 月

私が 20 歳になった時、私の父親が私の国民年金の加入手続を行った。結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付して領収書を受け取っていた。申立期間①及び②について、一緒に納付していた私の夫は保険料が納付済みであり、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 6 か月及び 2 か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を集金人に納付して領収書を受け取ったと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、集金人が保険料を収納して領収書を発行していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、その前後を通じて申立人は同一市内に居住しており、その夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の当該期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その上、申立人は、申立期間①及び②を除いて国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、昭和51年2月1日から53年6月26日までの期間について、資格喪失日（51年2月1日）及び資格取得日（53年6月26日）を、55年1月26日から同年5月6日までの期間について、資格喪失日（同年1月26日）及び資格取得日（同年5月6日）をそれぞれ取り消し、申立期間の標準報酬月額を、51年2月から同年9月までは6万円、同年10月から52年9月までは6万8,000円、同年10月から53年5月までは7万6,000円、55年1月から同年4月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月1日から53年6月26日まで  
② 昭和55年1月26日から同年5月6日まで

私は、昭和49年12月にA社に入社し、56年3月に退職するまで現場事務員として継続して勤務していたが、51年2月1日から53年6月26日までの期間及び55年1月26日から同年5月6日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和49年12月26日に厚生年金保険の資格を取得し、51年2月1日に資格を喪失後、53年6月26日に再度資格を取得し、その後、55年1月26日に資格を喪失後、同年5月6日に再度資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、事業主が提出した勤務証明書、複数の同僚の供述及び雇用保険

の被保険者記録から、申立人が申立期間①及び②においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、申立人の給与から申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除していたと証言をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立人の申立期間前後に係る社会保険事務所（当時）の記録及び同社における同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から、昭和51年2月から同年9月までは6万円、同年10月から52年9月までは6万8,000円、同年10月から53年5月までは7万6,000円、55年1月から同年4月までは8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の記録どおり届出を行い、納付もしていないと回答している。また、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年2月から53年5月までの期間及び55年1月から同年4月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（後のB社）における申立人の申立期間に係る資格喪失日（昭和41年5月12日）及び資格取得日（昭和42年4月22日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和41年5月から同年8月までは2万8,000円に、同年9月から42年3月までは4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月12日から42年4月22日まで  
私は、A社に入社してから昭和57年4月27日に退職するまで継続して勤務したが、オンラインの記録では、昭和41年5月12日から42年4月22日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職証明書及び事業主から提出された従業員名簿から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出しているパスポートの記載記録から、申立人は、昭和40年11月12日から42年4月21日までの期間に海外勤務していたことが認められる。

このことについて、A社の元取締役は、「当時の海外駐在員の身分管理はすべて本社で行っており、厚生年金保険については、海外赴任中も継続されていたと記憶している。」と回答しており、複数の同僚も、「駐在員を会社の社会保険から外すようなことは無かったと思う。」と証言している。

さらに、申立人と同じ部署で勤務していた同僚及び海外勤務の経験があ

る複数の同僚の厚生年金保険の加入記録をみても、海外勤務期間中において、ほぼ全員について被保険者期間に欠落は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち昭和 41 年 5 月から同年 8 月までについては、昭和 41 年 4 月の A 社における社会保険事務所（当時）の記録から 2 万 8,000 円に、同年 9 月から 42 年 3 月までについては、42 年 4 月 1 日付け人事異動通知書に記載されている昇級前の金額（4 万 4,200 円）から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンラインの記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 5 月から 42 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における資格喪失日は平成6年5月9日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額は32万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から6年6月16日まで

A社において、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず年金記録に反映されていなかった。当時の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので調査して、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所（当時）の記録では、平成5年5月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかし、オンライン記録により、申立人が資格喪失した旨の処理は、A社が社会保険の適用事業所でなくなった日（平成5年5月31日）の後の6年5月9日付けで行われている上、同日に、申立人に係る5年10月1日の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、上述のとおり、A社は平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日に資格を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を5年5月31日にさかのぼって訂正されているものが複数存在している上、同日以降の日付で被保険者資格を取得した旨の記録を取り消されている者も複数確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月

31日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所で無くなった旨の処理が行われた6年5月9日であると認められる。

また、平成5年5月から6年4月までの標準報酬月額については、当該処理前のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成6年5月9日から同年6月16日までの期間について、当該期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人が保管する給与明細書は年の記載が無く同僚の給与明細書と比較したところ、当該期間に係る給与明細書ではないことがうかがえる。

また、同僚は当該期間の給与は支払われなかったと述べている。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事業は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成6年5月9日から同年6月16日までの期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和21年10月1日から22年4月26日までの期間については、A社（現在は、D社）の事業主は、申立人が21年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年4月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を270円とすることが妥当である。

申立期間のうち昭和28年11月27日から同年12月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、H社）C製作所における資格の取得日に係る記録を同年11月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から23年9月1日まで  
② 昭和28年11月27日から同年12月9日まで

社会保険事務所では、D社での被保険者記録は無いとの回答であったが、私は昭和21年10月から23年9月まで同社に勤務しており、保険料も控除されていたはずである。

私は、昭和28年11月にE社F造船所からB社C製作所へ転勤となった。退職ではなく、同社C製作所に呼ばれて転勤したにもかかわらず、被保険者記録が欠落している。

2つの空白期間について、給与明細書等は残っていないが、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①においてD社に勤務していたと述べているところ、現在の事業主は、当該期間当時のD社の名称はA社であった旨を述べている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が1年相違する者が、昭和21年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、22年4月26日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該被保険者名簿では、申立人がD社の同僚として記憶していた2名の当該期間における加入記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

加えて、年金事務所への照会結果でも、当該記録は申立人の記録と推定するとの回答があった。

これらの事実を総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和21年10月1日に被保険者資格を取得し、22年4月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和21年10月から22年3月までの標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から270円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険被保険者記録、E社発行の在籍証明書及び申立人とともに転勤した者の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和28年11月27日にE社F造船所から関連会社のB社C製作所へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年12月のB社C製作所における社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、H社は納付していないと回答していること、及び同社から提出された申立人に係る資格取得届（控）における資格取得日が昭和28年12月9日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和22年4月26日から23年9月1日までの期間について、申立人が同僚として記憶していた2名は既に死亡しており、D社にも当時の関連資料が保管されていないことから申立人の当該期間に

おける勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

また、上記の2名のうち1名は、当該期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、申立人は、当該期間のうち、昭和23年2月1日から同年5月20日までの期間において、別の事業所における厚生年金保険被保険者となっているところ、申立人は「同時に2事業所に勤務したことは無い。」と述べている。

加えて、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

私は、申立期間においてA社からB社C工場へ出向しているものの、継続して勤務していた。申立期間が被保険者期間となっていないが、調査して、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事決定書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（平成7年4月1日に同社からB社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年2月のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、被保険者資格喪失日を平成7年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和28年8月15日から29年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を28年8月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和42年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月15日から29年1月4日まで  
② 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

A社B出張所に勤務した昭和28年8月15日から29年1月4日までの期間について、同社の事務手違いにより厚生年金保険の被保険者期間が欠落しており、当該期間について同社のグループ会社であるC社から平成12年10月に補償金の支払いがあったが、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和42年2月1日のA社から同社B出張所への転勤に伴い、同年1月分の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の人事記録を管理しているC社が提出した人事記録の写し及び申立人の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答

書並びに申立人が提出した精勤 30 年の表彰状の写しから、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、同僚は、「当該期間は、A社B出張所で申立人と勤務しており、申立人と同じ業務内容だった。」と供述しており、他の同僚も、「当該期間に、申立人はA社B出張所で勤務していた。」と供述している。

さらに、上記の供述をした複数の同僚は、いずれも当該期間においてA社における厚生年金保険の記録が確認でき、「入社と同時に厚生年金保険の資格を取得した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和 29 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、C社が提出した人事記録の写し及び申立人の雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書並びに申立人が提出した精勤 30 年の表彰状の写しから、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 42 年 2 月 1 日に同社から同社B出張所へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る昭和 41 年 12 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、C社は不明としているが、事業主が、資格喪失日を昭和 42 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人が主張する申立期間のうち、事業主は昭和 23 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 3 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは 2,700 円、同年 5 月及び同年 6 月は 7,000 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月 1 日から 24 年 9 月 1 日まで  
昭和 23 年 3 月から A 社で勤務し、その後 B 社で勤務したが、23 年 3 月 1 日から 24 年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 23 年 3 月 1 日から 24 年 7 月 1 日までの期間について、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が同一の者が、23 年 3 月 1 日に資格取得し、24 年 7 月 1 日に資格喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿における厚生年金保険被保険者番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることから、上記の記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 23 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和 23 年 3 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 4 月までは

2,700円、同年5月及び同年6月は7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和24年7月1日から同年9月1日までの期間について、B社の人事記録によると、同年7月1日に申立人が入社したことが確認できることから勤務実態は確認できる。

しかし、B社は、人事記録にある入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が相違していることについて、「当時の資料は無いが、試用期間と思われる。」と回答しているところ、A社が解散した後、B社に移籍した12名の同僚についても、申立人と同じく昭和24年7月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日にB社において資格取得していることが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和24年7月1日から同年9月1日について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年3月1日から同年4月1日まで

夫は昭和23年にA社に入社し、申立期間も同社に継続して勤務していたが、34年に同社B支店へ転勤したころの厚生年金保険の記録が1か月無いため、この期間を調査して、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された履歴原簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し(昭和34年3月1日に同社本店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における昭和34年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和57年3月16日付けで、B社からA社に出向したが、同社における厚生年金保険の資格取得日は、57年4月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務し（昭和57年3月16日にB社からA社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年4月のA社における社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間のうち、昭和23年5月1日から24年2月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人が23年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年2月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和24年9月1日から25年5月2日までの期間について、申立人のB社における資格取得日は、24年9月1日、資格喪失日は25年5月2日であると認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和26年6月1日から27年3月1日までの期間について、C社の事業主は、申立人が26年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

- 4 申立期間のうち、昭和30年12月1日から32年9月16日までの期間について、D社E工場の事業主は、申立人が30年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年9月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和30年12月から31年9月までは9,000円、同年10月から32年8月までは1万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月1日から24年2月1日まで  
② 昭和24年9月1日から25年5月2日まで  
③ 昭和26年6月1日から27年3月1日まで  
④ 昭和30年12月1日から32年9月16日まで

私が持っている「厚生年金保険被保険者証」では、資格取得年月日が昭和24年9月1日になっていた。

ところが、平成7年6月ごろ、自分の年金記録を確認するために社会保険事務所に行ったところ、担当者が、「昭和24年9月1日に資格取得した記録は見つからない。」として、私の被保険者証の資格取得年月日を27年2月8日に訂正した。

そのころは、いくつかの会社を転々としており、会社の名前は覚えていないが、被保険者証の資格取得年月日が昭和24年9月1日になっていたのだから、私の記録があるのではないか。

また、私の被保険者証の資格取得年月日より前ではあるが、申立期間①においてA社に勤務していたので、同社でも私の記録があるかもしれない。

調査の上、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が「仕事を教えてもらっていた。」とする上司の被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、当該被保険者名簿には、資格取得日が昭和23年5月1日、資格喪失日が24年2月1日の申立人と名前の漢字が異なるが、同姓で同じ生年月日の者の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和23年5月1日に資格取得し、24年2月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、600円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人の記憶から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は、昭和24年9月1日と記載され、その後取り消されていることが確認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿によると、同社は昭和24年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている（以下、「全喪」という）ものの、全喪日が記載されている横に「滞納整理に依り認定、喪失年月日訂正（25.5.2処理）」、申立人の欄には「資格取消（25.5.2処理）」の記載があることから、さかのぼって同社が全喪した旨の処理及び申立人の被保険者資格を取り消す旨の処理が行われていることが確認できる。

また、全喪日後に被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されている者が多数存在する上、申立人と同様に同日後に資格取得した旨の記録を取り消されている者もあり、当該訂正処理前の記録及び申立人の供述から、B社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、全喪の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る資格を取り消す旨の処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格取得日は、事業主が当初届け出た昭和24年9月1日、資格喪失日は、当該訂正処理が行われた25年5月2日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記訂正前の記録から、5,000円とすることが妥当である。

3 申立期間③について、申立人は、「B社で同僚だった人に誘われて、兄と一緒にC社に入社した。」と述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚と兄の名前が確認できることから申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、当該被保険者名簿には、資格取得日が昭和26年6月1日、資格喪失日が27年3月1日の申立人と名前の漢字が異なるが、同じ生年月日の者の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の被保険者記録における被保険者番号は申立人の被保険者番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録で

あり、事業主は、申立人が昭和 26 年 6 月 1 日に資格取得し、27 年 3 月 1 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、8,000 円とすることが妥当である。

- 4 申立期間④について、申立人は、「D社E工場は、経営が悪化した鉄工所を買収した工場で、その鉄工所の事業主の息子がいた。また、同社本社から責任者が来て仕事を仕切っていた。」と述べており、同社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社本社に係る被保険者名簿において、上述の2名の名前が確認できることから申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、当該被保険者名簿には、資格取得日が昭和 30 年 12 月 1 日、資格喪失日が 32 年 9 月 16 日の申立人と同姓同名、同じ生年月日の者の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の被保険者記録における被保険者番号は申立人の被保険者番号と同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 30 年 12 月 1 日に資格取得し、32 年 9 月 16 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額は、上記の被保険者記録から、昭和 30 年 12 月から 31 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 32 年 8 月までは 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）D支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月20日まで

私は、昭和34年4月1日から平成9年11月末まで、A社及びそのグループ会社であるC社に継続して勤務しており、記録が欠落するはずはない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の証言、C社の人事記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D支店における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し 55 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで

私は昭和 48 年に A 社 B 工場に入社し、現在まで継続して勤務している。しかし、「ねんきん特別便」によると、勤務期間のうち、54 年 7 月 1 日から 55 年 7 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間当時、C 社 E 工場と名称は変わったが、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社保管の人事カード及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同姓同名で、生年月日及び被保険者番号が一致し、資格取得日が昭和 54 年 7 月 1 日、資格喪失日が 55 年 7 月 1 日と記載されている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、D 健康保険組合が保管する資格取得管理台帳には、申立人が A 社において昭和 54 年 7 月 1 日に資格取得、55 年 7 月 1 日に資格喪失と記載されている。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、A 社の事業主は、昭和 54 年 7 月 1 日に申立人が同社

において被保険者資格を取得し、55 年 7 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和48年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月は6万4,000円、同年10月から49年5月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月3日から49年6月1日まで

昭和48年4月1日にA社に入社し、平成7年3月の退社まで勤務し厚生年金保険料は毎月給与から控除されていたので、申立期間について調査の上、加入期間を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C企業年金基金加入員台帳、在職証明書及び給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年9月3日にA社本社から同社B支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から昭和48年9月は6万4,000円、同年10月から49年5月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月10日から同年6月1日まで

私は、昭和37年5月10日にA社C支店から同社B支店に異動をしたが、被保険者記録では、同年6月1日に同社B支店において資格取得している。このため、申立期間が被保険者期間となっていないが継続して勤務していたので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社員カード、D健康保険組合の加入記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年5月10日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年6月のA社B支店における社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、事業主が昭和37年6月1日を資格取得日として届け、その結果社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年7月から6年9月までは36万円、同年10月から7年3月までは38万円、同年4月から9年6月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から9年7月31日まで  
平成4年7月1日から9年7月31日までの標準報酬月額が、当時の報酬額と相違している。当時、会社は給与の遅配や資金繰り等に苦勞していたが、事業主から標準報酬月額の訂正について説明は無かった。申立期間の記録を戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が平成4年7月から6年9月までは36万円、同年10月から7年3月までは38万円、同年4月から9年6月までは30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（9年7月31日）の後の同年8月6日付けで、4年7月から6年10月までの標準報酬月額が8万円、同年11月から9年6月までの標準報酬月額が9万2,000円にさかのぼって引き下げられているが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の代表取締役は、「平成9年当時、経営不振により社会保険料が支払えなくなったため、社会保険事務所から厚生年金保険の適用を外すように言われた。申立人は役員であったが、社会保険事務に係る権限は有しておらず、当該減額訂正処理には関わっていない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社

会保険事務所に当初届け出た、平成4年7月から6年9月までは36万円、同年10月から7年3月までは38万円、同年4月から9年6月までは30万円と訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円と訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から同年 12 月 21 日まで  
厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間における私の A 社での標準報酬月額が 10 万 4,000 円となっているが、当時、給与は 50 万円くらいであった。厚生年金保険の保険料を控除されていたことを証明できるものは無いが、調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 12 月 21 日）の後の同年 12 月 25 日付けで、さかのぼって 10 万 4,000 円に引き下げられている上、事業主についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 27 日から 4 年 4 月 20 日まで

私が A 社に勤めていた申立期間について、社会保険事務所の職員が自宅に来て、標準報酬月額が 13 万 4,000 円に訂正されていると説明を受けた。当時の給与はもっと多かったので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 4 年 4 月 20 日の後の同年 6 月 22 日にさかのぼって 13 万 4,000 円へ引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に標準報酬月額を減額訂正されていたものが申立人のほかに 11 名確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から同年10月1日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、申立期間が被保険者期間となっていないが、A社には昭和33年に入社し平成6年まで継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の社員名簿に記録された経歴、D健康保険組合の加入記録及び申立人に係る雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和43年7月20日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社C支店における昭和43年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料が存在しないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月20日から同年8月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、昭和43年8月に同社本社のC課へ転勤した際の記録が1か月欠落しているため、この期間を調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管しているA社の転勤辞令書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和43年8月1日にA社B事業場から同社本社C課へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業場に係る被保険者名簿に記載されている申立人の昭和43年7月の随時改定の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川国民年金 事案 3511

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私が昭和 59 年 12 月に会社を退職した後に、妻が、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分を一緒に納付していたはずである。申立期間の妻の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 12 月に会社を退職した後に、申立人の妻が、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、その妻が、夫婦二人分を一緒に納付したと主張しているが、申立人自身は厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金への切替手続等を行ったとする申立人の妻からは、直接事情を聴取することができないことから、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間前の昭和 46 年 8 月と申立期間後の平成 5 年 4 月には厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた際の記載はあるものの、申立期間当時に切替手続が行われたことが確認できる記載は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3512

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私の夫が、昭和 51 年 11 月ごろ、私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。その後、私又は夫が、毎年、区役所や金融機関で一年分の国民年金保険料をまとめて納付していた。しかし、私は、ねんきん特別便を見て、本来、納付する必要がない申立期間の保険料を納付してしまったことに気付いたので、申立期間の保険料を還付して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、ねんきん特別便を見て、申立期間が国民年金の第 3 号被保険者期間であるにもかかわらず、国民年金保険料を納付してしまったことに気付いたと述べているが、申立期間当時、第 3 号被保険者へ切り替えるには、本人の申請が必要となるところ、オンライン記録によれば、昭和 61 年 4 月 18 日に第 3 号被保険者の届出の処理が行われていることが確認できることから、申立人は、それ以前には既に申請を行っていたものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時から居住している市では、国民年金保険料を納付する必要がない第 3 号被保険者に誤って納付書を送付しないなどのために、昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの間に、第 3 号被保険者を確認する事務を行っていたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3513

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 41 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 36 年\*月ごろ、当時住み込みで働いていた店の初代店主が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付していた。私が、44 年 2 月に独立して店を出す際、2 代目店主から国民年金手帳を渡され、保険料は納付してあるからと言われたのを記憶している。店主が 20 歳から納付してくれていたと信じているので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務先の初代店主が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続等に直接関与していない上、当該初代店主及び 2 代目店主も他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できるが、加入手続が行われた時期は、昭和 44 年 3 月の結婚前である 41 年 4 月から 42 年 12 月までの間と推認され、特殊台帳における住所は、いずれも申立人が住み込んでいた店の所在地となっている。しかし、申立人は 41 年ごろにおいては、後に申立人と結婚する女性は店の近くに住んでいる店主の親戚の三女という間柄であり、同居していなかったとしていることに加えて、申立期間直後の同年 4 月から結婚直前の 44 年 3 月までの保険料の納付日を見ると、兩人とも同一日であるものの、申立人は結婚前においては、自身の保険料の納付をした憶えがないとしていること、及び保険料の一部について申立人が結婚した同年 3 月に過年度納付されていることを

考え合わせると、申立人の勤務先の店主が、後に申立人の妻となる近所に住む親戚の三女と申立人が将来結婚することを想定して、二人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付し始め、申立人が結婚する直前において、納付可能な保険料をさかのぼって納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる上、同一市内の同一住所において居住していた申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年6月までの期間及び44年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年6月まで  
② 昭和44年4月から同年9月まで

私は、昭和41年11月ごろ、勤務先を退職して雇用保険の手続のため公共職業安定所に行った際、高校の同級生でもあった窓口の担当者から国民年金について勧められ、両親からの勧めもあったため、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金手帳の記憶はない。

申立期間の国民年金保険料については、母親が姉と私の3人分の保険料を集金人に納付していた。納付頻度及び保険料月額については記憶にないものの、母親も姉も申立期間は納付済みとなっており、私だけが未加入とされて保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は他界しており証言を得ることができないこと、及び申立期間において、申立人と同居していた申立人の長姉も申立人の保険料納付を裏付ける具体的な記憶に乏しいことから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金の加入手続を自ら行った旨を主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は認められず、同じ市が同一人に対して国民年金の加入手続等に関する事務を2回続けて誤ったとは考え難いことから、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられ、ほかに申立人が国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から59年3月まで

私が20歳になった昭和44年\*月ごろに、父親が私の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、父親が納付していたはずである。その後、50年4月に結婚し、57年3月に離婚するまでは、私の妻が毎月自宅近くの金融機関で保険料を納付しており、離婚後は再び私の父親が保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年\*月ごろに申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚期間以外の期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、結婚期間以外の期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、結婚期間中の国民年金保険料について、申立人の妻が納付していたと主張しているが、申立人及びその妻は、申立期間当時の国民年金手帳の記憶が曖昧である上、申立人の妻が結婚当初に納付したとする保険料額は、当時の保険料額と大きく異なっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年4月までの期間、56年9月から同年10月までの期間及び57年2月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月から同年4月まで  
② 昭和56年9月から同年10月まで  
③ 昭和57年2月から同年4月まで

私の母親が、昭和53年3月ごろに私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、母親が金融機関で納付しており、その後も転職の都度、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和53年3月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間当時の年金手帳や保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年12月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3517

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 5 月に結婚し、夫の実家で夫の両親と同居していた時期に自宅を訪れてきた区役所の職員から勧められたため、夫かその父親が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

夫の分を含めた国民年金保険料については、同居時においては、夫の父親に生活費を渡しており、その中から夫の父親が集金人に毎月納付し、私には領収書としてシール状のものが渡された。昭和 36 年 9 月に市内の別の区に転居し、夫の両親と別居した後においては、私が集金人に毎月納付し、集金人から同様にシール状のものを渡された。集金の頻度については、毎月であったものが何年かして 3 か月おきになったことを憶えている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において国民年金保険料を集金人に毎月納付し、領収書としてシール状のものを受け取っていたと主張しているが、申立人が申立期間居住していた市では、申立期間当時においては、国民年金保険料の納付は 3 か月に 1 回であるとともに、納付に当たっては国民年金手帳に貼付された国民年金印紙に割印として検認印を押す方法が採られており、保険料を毎月納付するようになった時期は昭和 61 年 4 月からであり、集金人が領収書を渡すようになった時期は 45 年 4 月以降であることが確認できることから、申立内容は不自然である。

また、申立人は、申立人の夫又はその父親が夫婦の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与していない上、申立人の夫及びその父親は、いずれも他界しており証言を得ることが

できないことから、国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 8 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から同年 9 月であると推認でき、その時点では、申立期間のうち 36 年 4 月から 37 年 6 月までの保険料については、時効により納付することができず、同一市内に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、過去にさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶がないとしているとともに、一緒に保険料を納付したとしている申立人の夫についても、申立期間と同期間の保険料が未納とされていることから、申立人は、昭和 39 年 9 月に国民年金の加入手続を行い、年度当初の 39 年 4 月から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3518

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで

私は、15歳から住み込みで働いていた食堂の店主から20歳になったら国民年金に加入するようと言われていた。20歳になった昭和37年\*月ごろに近所にあった区役所の出張所で国民年金に加入し、毎月国民年金保険料を納付してきた。また、平成18年に妻の年金相談のために社会保険事務所(当時)を訪れた際に私の年金も確認してもらい、全期間納付されていると言われたことがある。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年\*月ごろに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、保険料額や国民年金手帳等の記憶が必ずしも定かではないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年2月以降に払い出されており、この後に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、その時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人も保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶はないとしている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを考え合わせると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、平成18年に申立人の妻が年金相談のために社会保険事務所に出向いた際に、担当者が申立人の納付記録を確認したところ、全期間納付済みになっていると言われたと主張しているが、オンライン記録では、当該相談当時以降、申立人の保険料の納付記録が削除により変更された形跡

は見当たらなかった。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 12 月まで

私は、会社を辞めてしばらくたった昭和 60 年ごろ、市役所で国民年金加入手続を行った。それまで加入手続を行っていなかったことについて窓口の中年の男性職員から叱責されたことを鮮明に憶えている。職員に言われるままに申立期間の国民年金保険料を最大限さかのぼ<sup>おぼ</sup>って納付し、レシートを受け取った。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年ごろ市役所で国民年金の加入手続を行い、この際に窓口の男性職員に叱責されたが、最大限さかのぼって保険料を納付できると言われ、同時に申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、58 年 12 月に厚生年金保険適用事業所を辞めた時点において、厚生年金保険に 20 年以上加入していたことにより老齢厚生年金の受給資格を満たしていたため、国民年金への加入は任意とされており、任意加入被保険者は、制度上、加入手続より前にさかのぼって被保険者資格を取得することはできないため、加入手続月より前の保険料を納付したとするのは不自然である。

また、申立人の所持する年金手帳の資格取得日及び申立人が居住している市の国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日はいずれも昭和 61 年 1 月 20 日であり、被保険者資格も当初から任意加入とされ誤って強制加入とされた形跡も見当たらない。申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日が同年 1 月 20 日及び同月 21 日であることを考え合わせると、申立人は同年 1 月 21 日に国民年金の任意加入手続を行ったものとするのが自然である。

さらに、当該被保険者名簿の検認記録の欄には、昭和 60 年 12 月以前の期

間は斜線が引かれ、「不要」の印が押されていることから、申立期間は未加入期間のため、国民年金保険料を納付することはできない期間であると考えられるとともに、申立期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、口頭意見陳述においても、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる新たな証拠や証言を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 3520

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年11月まで

私は、昭和48年6月に会社を退職し、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を受け取った。納付場所など細かいことは憶えていないが、毎月又は3か月ごとに国民年金保険料を納付していた。また、1か月分の保険料が900円だったことをはっきり憶えている。私は、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金額は記憶しているものの、納付方法及び納付場所についてはよく憶えていないとしており、申立期間の保険料の納付状況についての記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和48年6月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳によると、49年12月に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間及び同年12月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで  
② 昭和49年12月から55年3月まで

私は、昭和49年12月に会社を退職し、別の会社に就職したが、その会社が厚生年金保険に加入していなかったため、50年4月ごろに国民年金の加入手続を行った。加入手続の際に、窓口の職員から納付していなかった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できると勧められたので、さかのぼって納付することとし、後日、自宅に送られてきた納付書により申立期間①の保険料をまとめて納付した。加入手続後は、自宅に送られてきた納付書により未納がないように金融機関で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に未納となっていた期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付し、その後の保険料については、納付書により金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の保険料の納付金額、納付場所等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和55年9月ごろと推認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることもできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和50年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から52年3月まで

私は、昭和50年10月から52年4月までの間に区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、担当窓口の職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞いたことから、保険料の納付期間や納付金額については具体的な記憶はないが、夫婦二人分の保険料と一緒に金融機関で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月から52年4月までの間に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年2月に払い出されていることが確認でき、その時点で、50年10月から同年12月までの期間については時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は申立期間を通じて同一市内に居住していたことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に過去にさかのぼって保険料を納付できることを聞いたことから、保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付期間や納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間については、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から52年3月まで

私の妻は、昭和50年10月から52年4月までの間に区役所の窓口で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、妻は、担当窓口の職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、保険料の納付期間や納付金額については具体的な記憶はないが、妻が夫婦二人分の保険料と一緒に金融機関で納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和50年10月から52年4月までの間に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は53年2月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は申立期間を通じて同一市内に居住していたことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間について、申立人の妻は、国民年金の加入手続を行った際に過去にさかのぼって保険料を納付できることを聞いたことから、保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付期間や納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の一部については、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も申立期間に係る国民年金加入期間については保険料が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成2年8月まで  
私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料については、母親が私の兄の保険料と一緒に未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその母親は、過年度納付により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成元年 11 月まで

私は、結婚を契機に、夫が国民年金に加入していることを知ったので、子供が生まれた昭和 59 年ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金加入当初に、国民年金保険料は、2 年前までさかのぼって納付できると説明を受けたため、私が銀行へ行き、納付書で 2 年分をまとめて納付した。その後の保険料は、夫婦二人分を一緒に 1 年分まとめて納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 12 月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のほとんどは、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、加入手続を行ったとする時期から申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金加入当初に、2 年分の国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立期間直後の平成元年 12 月から 4 年 3 月までの保険料が、同年 1 月から 2 月にかけて、まとめて納付されていることがオンライン記録から確認できることから、申立人がまとめて納付したのは、同期間の保険料であると考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年1月まで

私は、昭和48年6月に会社を退職した後、市役所へ国民健康保険加入の手続に行った。その際、国民年金の加入についても相談をしたところ、管轄は社会保険事務所（当時）であることを教えられ、社会保険事務所の住所と電話番号を聞きその時は帰宅した。その後、同年12月だったと思うが、再就職先が決まったことを機に社会保険事務所に行き同年7月から49年1月までの期間の7か月の国民年金保険料を現金で納付した。その際、退職する前の厚生年金保険の期間と再就職後の厚生年金保険の期間の間が埋められ、年金に空白ができないと安心をした。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月に会社を退職した後、区役所で国民健康保険の手続をした際に、国民年金の加入についても相談をしたところ、管轄は社会保険事務所であることなどを聞き、後日再就職が決まったことを機に社会保険事務所で同年7月から49年1月までの期間の保険料をまとめて現金で納付したと申し立てしているところ、区役所では国民健康保険の手続に加え国民年金の加入手続についても行えた上、社会保険事務所では国民年金加入の手続及び現年度の保険料の収納を行っていないことから、申立内容は当時の制度と一致しない。

また、申立人は、社会保険事務所については区役所で初めてその存在等を知ることになったと述べているが、記録から申立人は昭和52年1月に厚生年金保険の第4種被保険者の資格を取得していることが確認でき、その手続は社会保険事務所で行えなければ行えないことから、区役所で健康保険の手続を

した際に、年金については第4種被保険者の制度があること、その管轄は社会保険事務所であることの説明を受け、その後、申立人が社会保険事務所の窓口で第4種被保険者の資格取得手続きを行い、その時点で納付する必要が生じた第4種被保険者としての厚生年金保険料を納付したと考えるも特段不合理ではない。

さらに、申立人が所持する年金手帳では、初めて被保険者となった日が昭和54年1月31日とされており、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付した際に、別の年金手帳を受け取ったという明確な記憶はない。

加えて、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 3527

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 52 年 9 月まで

私は、結婚した昭和 40 年 5 月ごろ、夫に勧められて区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、すべて納付書により金融機関で納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 5 月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間中の 48 年 8 月から 55 年 3 月まで居住していた市で払い出されており、同市が保管する被保険者名簿によると、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したのは、52 年 10 月であることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が昭和 40 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行った際に受領したと主張する年金手帳は、その様式及び表紙の色から、49 年以降に発行されたものであることが確認できる上、その年金手帳でも、申立期間は未加入期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付したと主張しているが、申立人が申立期間中の昭和 40 年 5 月から 48 年 7 月まで居住していた住所地では、その当時、納付書による保険料の収納を行っていなかったことが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで  
昭和 45 年 12 月に夫が会社を退職した後、自営業となったので、私は、46 年ごろ、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、銀行で夫婦二人分の保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年ごろ、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 6 月ごろに夫婦連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入手続後、毎月、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の元夫の特殊台帳によると、申立人の元夫は、国民年金手帳記号番号が払い出された当時、実施されていた第 2 回特例納付等により申立期間の保険料をさかのぼって納付しており、申立内容とは合致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

私は、昭和49年1月の会社退職時に、その会社から国民年金に加入するように指導されたため、退職後すぐに、会社から渡された書類を持参して、市民センターで加入手続を行った。

国民年金保険料については、私が、3か月ごとに夫の分と合わせて夫婦二人分を、農家の組合に加入していたときは組合の集金人に納付し、組合を退会後は市民センターで納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月に会社を退職してすぐに、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、50年4月ごろであると推認されることから、申立内容と一致しない上、申立人は、申立期間から国民年金の加入手続が行われたと推認される時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和50年4月の時点においては、申立期間の国民年金保険料は、さかのぼって納付するしかないが、申立人は、その当時の保険料をさかのぼって納付したことはなかったと述べている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から6年3月まで

私は、勤務先の会社を退職後、国民年金に加入していなかったが、結婚後、23歳のころに、国民年金保険料を納付していない旨を知らせる葉書が届いたため、区役所へ行き、保険料の納付に関する手続を行った。その後、3か月ごとに、納付書が送られてきたため、定期的に区役所で保険料を納付していた。また、子どもが生まれた平成4年\*月ごろから私が24歳になる5年\*月までの間に、保険料を納付し始める以前の未納期間の保険料を2年間さかのぼって納付した。

私は、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、23歳のころに、初めて国民年金保険料の納付に関する手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が25歳の時である平成7年3月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、その時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の記録が記載された年金手帳の交付を受けたのは、今までに1冊しかないとしている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人は、結婚後、国民年金に加入していなかったものの、国民年金保険料を納付していない旨を知らせる葉書が送られてきたので、保険料の納付に関する手続を行ったと主張しているところ、通常、保険料の納付を督促する旨の葉書は、国民年金の加入者にのみ発行される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から同年12月まで

私は、平成元年7月に会社を退職し、それほど時間が経っていない時期に、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、毎月、金融機関で送られてきた納付書を利用して国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年7月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、最初に入った会社で受け取った年金手帳を持参したと主張しているが、その年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は4年2月に払い出されていることから、申立内容とは合致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、今までに年金手帳を1冊しか所持したことがないとしている上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していることを踏まえると、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月1日から42年6月1日まで  
私は、昭和41年9月1日から42年5月31日までA保育園にて保育士として働いていたが、厚生年金保険の記録では当該期間の加入記録が無い。勤務していた証拠に当時の給与明細書及び卒業アルバムがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA保育園の卒業アルバムから、申立人が申立期間において、同保育園に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が保管していた申立期間中の給与明細書において、厚生年金保険料は控除されておらず、昭和41年12月から共済組合費が控除されていることが確認できる。

また、A保育園は既に廃園となっており、事業主の関係者は当時の資料は保管されていないと回答している上、当時の事業主も死亡していることから、当時の事情を確認することができない。

さらに、A保育園の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月30日から20年1月30日まで  
② 昭和20年2月1日から21年7月1日まで  
③ 昭和21年7月1日から24年2月1日まで  
④ 昭和24年3月1日から25年11月1日まで  
⑤ 昭和25年11月1日から26年6月1日まで  
⑥ 昭和26年6月1日から27年6月1日まで  
⑦ 昭和27年6月1日から30年1月1日まで  
⑧ 昭和30年2月1日から34年8月1日まで  
⑨ 昭和36年3月1日から38年4月1日まで  
⑩ 昭和38年4月1日から39年10月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。それぞれの申立期間で勤務した会社では、給与から厚生年金保険料を控除していたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A局の回答から、申立人は、申立期間のうち昭和19年4月1日から20年2月1日まではB工場に在籍し、20年2月1日から同年9月1日まではC団に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B工場及びC団は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間①については、D組合の組合員期間に該当するが、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ないため、厚生年金保険法

による被保険者期間合算の対象となる者には該当せず、当該期間は、厚生年金保険の被保険者期間にはならない。

さらに、申立期間②については、軍人恩給の対象者に該当するため、厚生年金保険の被保険者期間にはならない。

申立期間③及び⑥について、申立人がE社での業務の状況などについて具体的に述べていることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、「当時の社員名簿を保存しており、当該名簿には申立人の氏名の記載は無い。当該名簿に記載されているのは、正社員と準社員以上であり、その他の雇用形態（傭員、雇員及び見習い）については記載されていない。また、その他の雇用形態の者のほとんどがF国民健康保険組合のみの加入であった。」との旨を回答している。

また、申立人が名前を挙げた上司及び複数の同僚も当該期間において、E社の厚生年金保険被保険者になっていないことから、申立人は、厚生年金保険に加入しない雇用形態であったことがうかがえる。

申立期間④について、オンライン記録では、G社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が名前を挙げたG社の事業主は、当該期間において同社での厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、証言を得ることができなかった。

申立期間⑤について、オンライン記録では、H社は昭和28年11月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、H社の給与・経理等の事務担当者は、「私は、会社が適用事業所となる手続きを行った。保険料を社員の給料から控除するようになったのは当該手続きを行った後であり、会社が適用事業所となる前に保険料を控除するようなことは無かったと思う。」との旨を回答している。

申立期間⑦について、Iの回答から、申立人は、昭和27年7月19日から28年12月27日の期間にJ（27年10月にKに改称）に勤務していたことは確認できるが、申立人は当該期間において恩給制度の適用者に該当するため、厚生年金保険の被保険者期間にはならない。

また、申立期間⑦のうち、その他の期間については、Jは、上記の期間を含め厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立人のJでの勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる事実は見当たらない。

申立期間⑧及び⑩について、L社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡が取れた複数の同僚の回答から、申立人が申立期間⑧に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の被保険者名簿からL社は、昭和 34 年 1 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となり、39 年 8 月 31 日に適用事業所ではなくなっているため、申立期間⑧の 34 年 1 月 2 日以前及び申立期間⑩の 39 年 8 月 31 日以後は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、同僚のうち 1 名は、「当時は、みんな日雇いのようなものであった。社会保険に加入させるかどうかについては、社長の考え一つだったと思う。」と回答しており、社員全員を社会保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間⑨について、申立人がM社での業務の内容について具体的に述べていること及び同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載のある複数の同僚を申立人が記憶していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録から、M社は、昭和 39 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の同僚のうち 1 人は、「M社では正社員ではない雇用形態の人も多かった。申立人についても正社員ではなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月21日から同年12月21日まで  
私の年金加入記録を見たところ、A社の記録が昭和24年9月20日から同年9月21日までとなっている。私は通訳として3か月ぐらい同社に勤務していたはずなのに、1か月しか記録が無いのは納得がいかないので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妹の供述から判断すると、期間は特定できないものの申立期間のうち一部の期間について、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

また、複数の同僚から聴取したものの、申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、そのうちの1名は「申立人は入社してすぐに辞めてしまった。」と供述している。

さらに、A社は既に解散しており、当時の関連資料（人事記録、賃金台帳等）は無い。

加えて、申立人がA社で厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 2557 (事案 974 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 2 日から 53 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。私は、代表取締役として、昭和 52 年 12 月ごろまで新聞発行及び営業活動をしていた。今回、新たな情報として、申立期間にA社が発行した図書名と当時取締役であった者の連絡先を提出するので、再度、調査をして、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間についてA社の代表取締役であったことは推認できるものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は昭和 49 年 2 月 2 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな情報として、申立期間に発行したとする図書名及び申立期間当時に取締役であったとする者の連絡先を挙げているが、調査の結果、当該図書の発行年は申立期間の前の昭和 48 年であり、当該取締役は、「申立期間は同社に勤務しておらず、同社のことはわからない。」と述べている。

したがって、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月ごろから 31 年 12 月 1 日まで  
私は、A社サービスステーションに正社員として開設時から勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の名刺及び同僚2名の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時のA社の社会保険事務担当者及び同僚1名は、「すぐに辞めていく人が多く、厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と供述しているところ、他の同僚2名が記憶しているサービスステーションに勤務していた従業員のうち、複数の者の氏名は同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

また、事業主は、申立期間当時の社会保険関係の資料を保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から57年6月28日まで  
B駅近くのA事業所内の託児所において、昭和54年10月31日からベビーシッターとして勤務した。その後同事業所が移転することに伴い託児所が閉鎖されることとなり、継続して勤務してほしい旨の話があったが、57年6月28日に仕事を辞めることにした。管理美容師資格もあり、事業所内の仕事を手伝う等、多忙であったため、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、申立期間にA事業所内の託児所において勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の同僚1名は「A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員は個人で国民年金に加入していた。」と述べているところ、上記同僚は、申立期間において、国民年金に加入し保険料及び付加保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、自身が保管していた申立期間当時の手帳において、A事業所からの最初の給与額の内訳には、雇用保険料のみが控除されており厚生年金保険料は控除されていない旨の記載があると述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当らない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B支店及び同社C支店に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いと回答を得た。昭和 28 年 10 月に同社に入社し、2年後に会社から年金に入りましたと聞いた記憶があるので、調査の上、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時にA社B支店及び同社C支店において厚生年金保険被保険者記録のある元同僚の一人は、同社における厚生年金保険の取扱いについて、「採用区分による区別ではなく、個人ごとに異なっていた。」と証言しているところ、臨時雇用として入社し、3年後に正社員となった時から厚生年金保険に加入したとする者や、臨時雇用期間であっても、入社から2か月後に厚生年金保険に加入したとする者が存在することから、A社においては、厚生年金保険の取扱いについて、従業員ごとに異なっていたことがうかがわれる。

また、申立人に払い出されている厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和 34 年 2 月 1 日にA社D支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されたものであることが厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社は、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことか

ら、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から32年6月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A社で昭和32年6月1日に資格取得となっているが、もっと前の27年3月に同社が経営する学校を卒業し、同年4月には同社が経営するB社に正社員として勤務し、33年に結婚のため退職した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及びA社に係る同僚の証言から、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、27年4月1日から28年11月1日までの期間は、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が挙げた当時の同僚は、「私は、B社ではなくA社に勤務しており、申立人の名前は、覚えているが、申立人の勤務実態や社会保険の加入状況などは、よくわからない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の者に照会をしたものの、B社で勤務していたとする者を確認することができなかった。

加えて、A社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保存しておらず、申立人も同社に係る給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年6月から31年7月1日までの期間及び32年4月5日から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成3年8月1日から6年4月17日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月から31年7月1日まで  
② 昭和32年4月5日から同年8月まで  
③ 平成3年8月1日から6年4月17日まで

ねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A商店での厚生年金保険の加入期間が昭和31年7月1日から32年4月5日までの9か月間しか無かった。同商店には29年6月から32年8月まで勤務したことを覚えているので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③について、B社で代表取締役をしていた平成3年8月1日から6年4月17日までの標準報酬月額が53万円から13万4,000円にさかのぼって引き下げられているので、引下げ前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間にA商店に勤務していたと述べている。A商店に入社したとする同僚は、「申立人は私が入社した昭和31年4月より後に入社した。」と述べており、申立人も、「入社したときには、当該同僚は既に入社していた。」と述べている。

また、A商店が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、昭和30年8月1日であり、29年6月から30年8月1日までの期間は、同商店は

適用事業所となっていない。

申立期間②について、申立人は当該期間にA商店に勤務していたと述べている。

しかし、A商店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間に被保険者記録のある同僚に照会をしたところ、3名の同僚は申立人を覚えていたが、退職日を覚えておらず、当該期間に申立人が勤務していたことが確認できない。

また、申立人は「A商店を退職後に転居した。」と述べているところ、改製原戸籍附票から、申立人が、昭和32年6月10日に住民票を移していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、A商店は、既に適用事業所でなくなっており、商業登記簿上においても、昭和59年12月2日に解散していることから、当該期間に係る申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、オンライン記録において、申立人は、平成5年9月6日付けで、3年8月から5年9月までの標準報酬月額が53万円から13万4,000円に訂正され、同年10月27日付けで、同年10月の53万円と記録されていた定時決定が13万4,000円に引き下げられ、その後、6年3月まで13万4,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、当時、B社の代表取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、B社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、その処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 44 年 9 月まで  
② 昭和 46 年 7 月から 47 年 11 月 1 日まで

申立期間①について、私は、高等学校定時制 2 年在学時、担任の紹介で A 社に入社し、主に店員として勤務していた。

申立期間②について、私の B 社における厚生年金保険被保険者期間が 14 か月となっているが、2 年 6 か月間ほど勤務していた。資格喪失日は正しいものの、入社したのは昭和 46 年 7 月であり、資格取得日が間違っている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の事業主及び元社員の証言から、当該期間に申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の事業主は、当時の資料が無く申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明であるが、同社は厚生年金保険と雇用保険の加入は一体であったと回答しているところ、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、A 社で社会保険事務を担当していた元社員は、「同社では、社長が指名した者が社会保険に加入することになっていた。」と回答しており、申立期間当時、同社では従業員のをすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号の欠番も無い。

申立期間②について、雇用保険被保険者記録があることから、申立人が当該期間に、B社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年11月1日であり、当該期間においては適用事業所になっていなかったことが確認できる。

また、B社の新規適用時に資格取得している事業主の妻は、「会社が適用事業所となる昭和47年11月1日以前は、夫も私も国民年金に加入しており、従業員も同じはずである。」と供述しているところ、オンライン記録において、新規適用時まで国民年金に加入している従業員が確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月10日から39年1月6日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間の中で、申立期間については厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答をもらったが、同社の事業主である義父から、営業部門に必要な人材と強く請われて復職した経緯があるので、20か月もの未加入期間は到底考えられない。

給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に営業職として勤務していたとしているところ、同社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚の供述から、申立期間について、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は当初、昭和39年6月1日と記載されていたが、40年5月7日付けで、39年1月6日に訂正されているところ、同年6月1日に資格を取得した6名のうち、申立人を除く2名についても、その資格取得日が申立人と同様に同年1月6日に訂正されていることが確認できる。

さらに、上記の2名のうち1名については、複数の同僚が「申立期間においてもA社で勤務していた。」と述べているものの、申立期間のうちの約1年間は同社における被保険者となっていない。

加えて、上記の2名は死亡又は連絡先不明のため、供述を得ることができず、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない。

さらに、A社は既に解散しており、人事記録等の関連資料が無く、当時の同社の役員も死亡又は連絡先不明であり、このほかに、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 35 年 4 月まで

A社で勤務していた申立期間の記録が無い。私は、同社の開店準備期間から入社し、紳士服売場に配属後、佃煮屋に異動し、1日8時間の勤務をしていた。開店記念式典の様子や、8階にあった社員食堂を利用していたこともよく覚えているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の記憶が、A社の人事課長の証言と一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある17名の元従業員に照会したところ、回答のあった9名全員が申立人のことを知らないとしていることから、申立人の勤務期間を特定できない。

また、元従業員のうち、証言が得られた1名によると、「A社がオープンした昭和34年10月には、臨時社員、マネキン、メーカー応援という正社員以外の者も大勢いた。」と供述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の人事記録には申立人に係る記録は存在しない。正社員であれば厚生年金保険に加入させていたが、それ以外の者については加入させていなかった。」と回答している。

加えて、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見られない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、周辺事情も見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月ごろから 47 年 11 月 1 日まで

私の厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社に勤務した昭和46年9月ごろから47年12月21日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。

私は、結婚をした昭和47年3月以前から同社に勤務しており、当初は、正社員ではなく臨時のような形で働いていたが、給与より保険料を控除されていたので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に入社したとする昭和46年9月ごろに厚生年金保険被保険者資格を取得した元社員3名は申立人を記憶しており、そのうちの2名は、申立人が46年ごろから勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間において「正社員ではなく臨時のような形で働いていた。給与は日給制であった。」と述べているところ、A社の元代表取締役は、「A社には、申立期間当時、6か月の試用期間があったが、勤務状況により、延長する場合もあり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。また、現場採用の臨時雇用者については厚生年金保険に加入させていなかったと記憶している。正社員であれば月給制であり、現場採用の臨時雇用者であれば日給制であった。」と供述しており、元社員1名も、ほぼ同様の供述をしている。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が記憶する同僚1名は、同社において厚生年金保険被保険者となってい

ないことが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険における資格取得日は昭和 47 年 11 月 1 日と記録されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の記録と一致する。

加えて、A社は昭和 47 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、既に解散しており、同社の元代表取締役は、申立人の申立期間に係る人事記録、賃金台帳などの関連資料は保管していないとしており、このほか、保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から同年 7 月 9 日まで  
厚生年金保険の記録では、A社における申立期間の標準報酬月額が 12 万 6,000 円と記録されているが、その当時、給料は月額 100 万円ぐらい受け取っていた。平成 8 年 7 月に会社を解散したが、この前後 1 年ほどは不在であった。社会保険事務所（当時）から言われて報酬月額が下がっていることも初めて知り、そのような事実は無かったと思うので調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 8 年 7 月 9 日）の後の同年 9 月 24 日付けで、12 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該訂正処理について、「会社の経営は順調であったが、裏書きをした小切手が不渡りになったことから、経営に携わることが困難になり、手続が行われた時期には長期間にわたり不在にしており、自宅にも戻ることもなかった。」と述べているが、「自宅とは電話で連絡を取っていた。」と述べている上、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人が平成 8 年 8 月に清算人となっていることが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与できる状況になかったとは認められない。

さらに、申立人は「社会保険事務所から呼び出しを受けていることを知って、平成 8 年 8 月か同年 9 月ごろに出向いた。」と述べていることから、

申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 16 日から同年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社における退職月の昭和 50 年 9 月の厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間は厚生年金保険の被保険者となっていない旨の回答を得た。当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の退職時の控除明細書から、申立人は、昭和 50 年 9 月の厚生年金保険料を給料又は退職金から控除されていたことが認められる。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、同社は、申立人の被保険者資格喪失日を昭和 50 年 9 月 16 日と届出したことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録及び同社から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の同社における離職日は昭和 50 年 9 月 15 日と記載されている。

さらに、申立人は、A社には昭和 50 年 9 月末日までは勤務していないとしており、これらのことから申立人の同社における離職日は同年 9 月 15 日であると認められる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日

の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 50 年 9 月 16 日であり、申立人の主張する同年 9 月は、厚生年金保険の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 7 月 13 日まで  
② 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、A社に、昭和 30 年 10 月 1 日から勤務していた。31 年 7 月に B社から A社に社名が変更になったことを覚えている。また、同社を退職し、36 年 4 月 1 日から C社に勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A社に当該期間に勤務していたことは、同社の元同僚の証言により推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和 31 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、30 年 10 月 1 日から 31 年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、当該期間においては、D社E工場に派遣されていたと述べているところ、申立人が同一業務の作業員として共に派遣されていたとする同僚も、当該期間において同社に係る被保険者となっていない。

さらに、A社の事業主に聴取したところ「当社が厚生年金保険の適用事業所になった時点では、申立人はD社E工場に派遣中であつたので厚生年金保険には加入させず、当社に戻ってきてから資格取得させた。」旨を供述している。

申立期間②について、申立人は、A社を退職した翌日からC社に勤務したと供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和 37 年 2 月 1 日に

新規適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C社は既に解散しており、人事記録等の関連資料を得ることができず、同社の同僚も死亡又は連絡先不明のため供述を得ることもできない。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。